

## 利用料金表（医療保険）

令和6年6月 現在

公費制度の利用により一部負担金は公費から出され、自己負担が減額（又は免除）になる場合があります。（被爆者健康手帳・重度障害受給者証・特定疾患受給者証）

サービス内容	算定	利用料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ （1日につき）	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日から	6,550	655	1,310	1,965
	理学療法士・作業療法士	5,550	555	1,110	1,665
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降 1日につき	3,000	300	600	900
24時間対応体制加算	1か月につき	6,800	680	1,360	2,040
難病等複数回訪問加算 （1日につき）	1日2回訪問	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
複数名訪問看護加算	1回につき	4,500	450	900	1,350
長時間訪問看護加算	週1回まで 90分越え	5,200	520	1,040	1,560
特別管理加算	1か月につき（利用者の状態に応じて）	5,000	500	1,000	1,500
		2,500	250	500	750
退院時共同指導加算	1か月につき（利用者の状態に応じて月2回まで）	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000	600	1,200	1,800
情報提供療養費1	1か月につき	1,500	150	300	450
情報提供療養費3	入院・入所時	1,500	150	300	450
緊急時訪問看護加算（1日につき）	月14日まで	2,650	265	530	795
	月15日以降	2,000	200	400	600
訪問看護ターミナルケア療養費	1回限り	25,000	2,500	5,000	7,500
早朝加算 6時～8時	1回につき	2,100	210	420	630
夜間加算 18時～22時	1回につき	2,100	210	420	630
深夜加算 22時～翌6時	1回につき	4,200	420	840	1,260
訪問看護医療DX情報活用加算	1か月につき	50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	1か月につき	780	78	156	234
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ	1か月につき	該当区分1～18（10円～500円）に応じた料金の1割～3割（自己負担）			
休日料金（日曜日・年末年始・お盆）	1回につき	2,000			
交通費（往復距離に応じて）	1回につき	1～5km未満 110円 10km以上 330円	5～10km未満 220円		

※ 詳しくは、各利用者様のご状態等で異なるため、面談時に御説明いたします。